



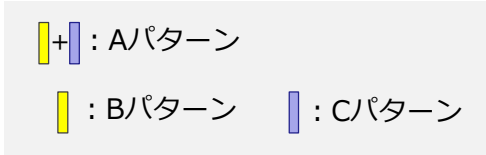
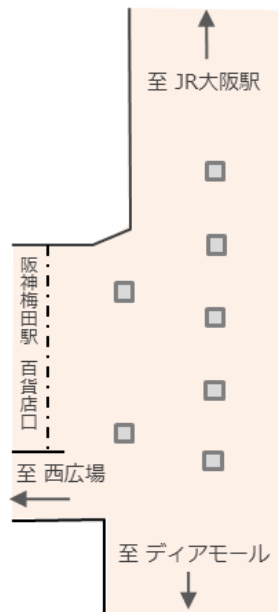
媒体名称	大阪駅前地下道 中央通路多面セット
掲出場所	中央通路 7,9,11,13,15,17 (東面) 8,10,12,14,18,20 (西面)
2019年4月分より 料金変更	<b>Aパターン (東西12面セット)</b> <b>¥1,000,000- /1週間</b> <b>¥1,300,000- /2週間</b>  <b>Bパターン (東面6面セット) /Cパターン (西面6面セット)</b> <b>各 ¥700,000- /1週間</b> <b>各 ¥850,000- /2週間</b> ※広告料金に製作・取付・撤去費を含みます。
広告料金 (税別)	
仕様	電照看板
サイズ (見寸)	H400mm×W3,400mm
掲出期間	1週間、2週間
スタート日	月曜スタート
申し込み	仮押さえ3営業日可 (1回のみ) ※当月、翌月は仮押さえ不可 ※2019年4月1日～2019年9月29日掲出分を受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完全データをご支給下さい。</li> <li>・データ入稿は掲出日の4週間前までをお願いします。 (色校正2回の場合)</li> <li>・大阪市建設局によるクライアント審査、及び意匠審査がございます。</li> </ul>



**連続した電照看板で反復訴求！**  
 一直線に進む通路上で、  
 目に入るのは次から次へと登場する看板だけ！

他には無い頭上の連続した看板は、  
 どれだけ混み合っても隠れることなく、  
 しっかり情報を伝えることができます。

<中央通路拡大図>



JRと御堂筋線をつなぐ中央通路は、  
 人・人・人の寿司詰め状態！

**■ 広告掲出に関して、以下の業種は掲出できません。**

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ・ 消費者金融
- ・ 商品先物取引に関するもの
- ・ たばこ
- ・ ギャンブルにかかるもの
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・ 特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。  
ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く
- ・ 探偵事務所、興信所等の調査会社
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ・ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ・ 市税を滞納している事業者
- ・ 大阪市建設局が不適切と認めるもの